

食品営業許可の更新（知事が許可権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠】

食品衛生法（以下「法」という。）第五十二条第一項

前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

食品衛生法施行規則第六十七条第二項

法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けた者が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項各号にかかわらず、申請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 前項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事項
- 二 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

【申請様式】

食品衛生法施行細則第二十条

規則第六十七条第一項の申請書は、別記第六号様式によるものとする。

参考条項

法第五十一条

都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

（営業施設の基準）

食品衛生法施行条例 第三条

法第五十一条の規定に基づく営業施設の基準は、すべての業種に適用する共通基準及び業種別に適用する特定基準とし、別表第二のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況その他特別の事情により、知事が衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることができる。

第6号様式（第20条関係）

年 月 日	
殿	
郵便番号	
住 所	
電話番号	
フリガナ	
氏 名	
年 月 日生	
〔 法人の場合は、その名称、主たる 〕 〔 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
営業許可申請書（新・継続）	
食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
営業所の所在地	電話番号
営業所の名称等	
営業設備の概要	別紙のとおり
許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類
	備 考
1	
2	
3	
4	
5	
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。
(注意) 1 許可番号及び許可年月日の欄は、継続許可の場合に、現に受けている許可の番号及び年月日を記載してください。 2 申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含むものとする。）の欠格条項の欄は、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載してください。	